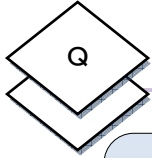




労働相談Q & Aで解決！

残業手当①



夜遅くまで残業しましたが、残業手当が支払われません。

A 会社は、法定の労働時間を超えて労働させた場合又は休日に労働させた場合には割増賃金を支払わなければなりません。この割増賃金は、不景気や会社の経営状況を理由に支払いを拒むことはできません。

解説はこちら

- 会社は、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える労働をさせた場合は2割5分以上、法定休日に労働させた場合は3割5分以上の割増賃金を支払う義務があります（労働基準法第37条）。
- 会社は、時間外労働が1か月について60時間を超えた場合には、その超えた時間について5割以上の割増賃金を支払う義務があります（中小企業については、2023年3月31日まで適用が猶予されます）（労働基準法第37条）。
- 残業の明確な指示がない場合であっても、納期などに照らして時間外労働に従事せざるを得ないような事実が客観的に認められる場合には、会社による黙示の業務命令があったとして、時間外割増賃金の支払義務が生じます。
- 固定残業代として、毎月決まった一定額が支給されている場合、法定の割増賃金額を下回らない限り適法となりますが、割増賃金相当分とそれ以外の賃金を明確に区分する必要があります。
- 割増賃金の計算の基礎となる「通常の労働時間の賃金」には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含みません。
- これまで、割増賃金を含む賃金請求権の消滅時効は2年間でしたが、法改正により、令和2年4月1日以降に支払期日が到来するものについては5年間となりました（労働基準法第115条）。ただし、経過措置として、当分の間は3年間とされています（労働基準法第143条）。

どうすれば？

- 雇用契約書、就業規則、残業の記録、給与明細等の資料を準備しましょう。
- 収集した資料に基づき、時間外労働の時間数を計算しましょう。
- 会社の給与担当者や労務管理の責任者に説明を求めましょう。

- 未払の残業手当がある場合は、支払を請求しましょう。
- 残業手当を支払ってもらえない場合、残業手当の未払は、労働基準法違反となりますので、労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ 山梨県内の労働基準監督署
甲府労働基準監督署 (管轄区域: 下記以外の地域)
電 話 055 (224) 5616
都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)
電 話 0554 (43) 2195
鯉沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)
電 話 0556 (22) 3181